

## 第三十九号

徳島県地方障害者施策推進協議会条例の一部改正について

徳島県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

徳島県地方障害者施策推進協議会条例（昭和四十七年徳島県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

徳島県障害者施策推進協議会設置条例

第一条を次のように改める。

（設置）

**第一条** 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

附 則

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において徳島県地方障害者施策推進協議会の委員（関係行政機関の職員のうちから任命されたものを除く。）である者は、施行日に、改正後の徳島県障害者施策推進協議会設置条例第四条第一項の規定により、徳島県障害者施策推進協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 提案理由

障害者基本法の一部が改正され、地方障害者施策推進協議会が改組されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。